

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月7日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等	
2. 都道府県名	鹿児島県	
3. 市区町村名		
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番号	120-1	
6. 独自利用事務の対象者	肝炎治療受給者	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成30年3月9日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	19	
10. 保護評価書の名称	肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hi_no=&kk_name=%E9%B9%BF%E5%85%90%E5%B3%B6%E7%9C%8C%E7%9F%A5%E4%BA%8B&ev_name=%E8%82%9D%E7%82%8E&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_rengo=5&opn_date_from_year=1&opn_date_from_month=9&opn_date_fr_om_day=19&opn_date_to_rengo=5&opn_date_to_year=%EF%BC%96&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=19&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 鹿児島県知事

難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	肝炎患者に対する肝炎の治療に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1の1の項第5号 肝炎患者に対する肝炎の治療に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律第1条	鹿児島県肝炎治療特別促進事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は(難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者)に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に監視必要な事項を定めることにより、(難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図る)ことを目的とする。	第1条 この要綱は、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎に対して行う抗ウイルス治療(インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療)に係る医療費を助成することにより、(患者)の(医療機関受診を促し、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルス感染の防止に努め、県民の健康の保持・増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		鹿児島県肝炎治療特別促進事業実施要綱